

社会福祉法人リンク チャイルド・リンク保育園
見守りカメラの設置及び管理運用規定

令和5年12月14日

(目的)

第1条 この運用規定は、社会福祉法人リンク チャイルド・リンク保育園(以下「チャイルド・リンク保育園」という。)が設置し、管理運用する見守りカメラに関し必要な事項を定め、見守りカメラの適正な運用を図るものである。見守りカメラの管理運用にあたっては、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、保育園敷地内における児童及び職員の安全確保並びに保育園施設の保全の一助となることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りカメラ 映像記録装置及び映像表示装置の一式(これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。)をいう。
- (2) 画像 見守りカメラによって撮影及び録画されたものをいう。

(見守りカメラの設置等)

第3条 見守りカメラは、保育室内の、特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、設置する台数及びその撮影する範囲は、必要な台数に限るものとする。

(管理責任者)

第4条 見守りカメラの適正な管理及び運用を図るため、見守りカメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、保育園の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、見守りカメラ及び画像の取扱を適正に行うため、見守りカメラの事務を総括する。
- 3 管理責任者及び、関係職員は、見守りカメラ及び画像の取扱により知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像の管理)

第5条 管理責任者は、画像及び記録媒体について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 画像及び記録媒体は、画像を加工することなく、撮影時のままで保管する。
- (2) 画像の保管期間は、撮影した日から2週間とする。
- (3) 画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。ただし、記録媒体を破棄する場合は、破砕の上、破棄するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、画像並びに記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざんを防止すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、画像及び記録媒体をこの規定の目的以外に利用(以下「目的外利用」という。)し、又は保育園職員以外に画像及び記録媒体を提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けたとき。

2 前項ただし書の規定により、画像及び記録媒体を目的外利用又は外部提供しようとする場合は、管理責任者は関係法令を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 管理責任者は、見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 この告示に定めるもののほか、個人情報の保護については、社会福祉法人リンク チャイルド・リンク保育園の個人情報保護方針に定めるところによる。

(開示請求等)

第8条 管理責任者は、保護者等から映像の開示請求等があったときは、園児や職員の権利利益個人に配慮し、関係職員と協議した上で、開示の可否について適宜判断する。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、保護者等から、見守りカメラの設置及び管理運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(庶務)

第10条 見守りカメラの設置及び管理運用に関する庶務は、チャイルド・リンク保育園写真係及び、保育主任・事務主任が所管する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、見守りカメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。